

## 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱

58 総学一第138号  
昭和58年7月12日  
総務局長決定

一部改正	平成8年4月5日	8 総学一第5号
一部改正	平成9年4月7日	8 総学一第1210号
一部改正	平成10年4月1日	9 総学一第1250号
一部改正	平成10年6月5日	10 総学一第208号
一部改正	平成11年4月9日	11 総学一第4号
一部改正	平成14年4月23日	13 生文私振第1066号
一部改正	平成17年4月22日	17 生文私振第77号
一部改正	平成18年4月20日	17 生文私振第1462号
一部改正	平成19年4月3日	18 生文私振第1472号
一部改正	平成21年4月22日	20 生文私振第1380号
一部改正	平成22年7月9日	22 生文総総第825号
一部改正	平成24年5月11日	24 生私振第73号
一部改正	平成24年8月31日	24 生私振第783号
一部改正	平成25年5月27日	25 生私振第71号
一部改正	平成26年12月10日	26 生私振第1200号
一部改正	平成27年6月1日	27 生私振第17号
一部改正	平成28年6月21日	28 生私振第97号
一部改正	平成29年6月30日	29 生私振第464号
一部改正	平成30年7月2日	30 生私振第701号
一部改正	令和元年9月26日	31 生私振第947号
一部改正	令和2年10月27日	2 生私振第1100号
一部改正	令和4年3月18日	3 生総総第2076号
一部改正	令和5年9月7日	5 生私振第859号

### 第1 目的

この要綱は、私立の特定子ども・子育て支援施設等のうち幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）、私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）又は幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費を都が補助するために必要な事項を定め、もって幼稚園教育の振興と充実に資することを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、（1）から（13）までに定めるところによる。

#### （1）幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園をいう。

#### （2）幼稚園類似の幼児施設

別表第1の基準に従い、知事が認定する施設をいう。

なお、知事の認定は、別表第1で定める現地確認結果報告書において、施設所在の区市

町村から当該施設が基準を満たすことを確認した旨の報告があった場合に限る。

(3) 幼児

毎年4月1日以降、都内に住所を有する0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児及び5歳児をいう。

ただし、学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園、私立の特定教育・保育施設又は幼稚園類似の幼児施設に通園している場合には、これらの者も含めることができる。

(4) 私立の特定子ども・子育て支援施設等

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第30条の11に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。

(5) 私立の特定教育・保育施設

支援法第27条に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。

(6) 小学校就学前子ども

支援法第30条の4第1項第1号から第3号までに掲げる小学校就学前子どもとして同法第30条の5に定める認定を受けた幼児又は支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第20条第4項に定める認定を受けた幼児（以下「教育・保育給付1号認定子ども」という。）をいう。

ただし、支援法第28条第1項の定めにより特例施設型給付費を支給される場合には、これらの者も含めることができる（教育・保育給付1号認定子どもに適用される利用者負担額が適用される場合に限る。）。

(7) 利用者負担額

支援法第27条第3項第2号又は同法第28条第2項各号に掲げる額をいう。

(8) 特定負担額

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（令和元年内閣府令第8号）第13条第3項に定める額をいう。

(9) 保護者

幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園、私立の特定教育・保育施設又は幼稚園類似の幼児施設に保育料、特定負担額や預かり保育料を納入する義務を負っている者をいう。

(10) 幼稚園型一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付27文科初第238号及び雇児発0717第11号。文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「一時預かり事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、区市町村が実施又は助成する幼稚園型一時預かり事業をいう。

(11) 幼稚園型II

前記（10）に定める幼稚園型一時預かり事業のうち、私立幼稚園において、当分の間の措置として、保育を必要とする0歳児から2歳児までの受け皿として定期的な預かり保育を実施する事業をいう。

(12) ひとり親世帯等

保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいう。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手

- 帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- キ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- ク その他市町村の長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- (13) 保護者と生計を一にする兄・姉等  
保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 保護者が現に監護する未成年
- イ 未成年であったときに、保護者が現に監護していた者
- ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（ア及びイを除く。）

### 第 3 適用除外施設

幼稚園類似の幼児施設が次の事項に該当するときは、この要綱を適用しない。

- (1) 幼児の通園可能な地域の幼稚園の園児収容能力からみて、幼稚園類似の幼児施設がなくとも教育の機会均等が確保されると認められるとき。
- (2) この要綱に基づく幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対する補助金の交付が、私立幼稚園の経営を圧迫するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設を借用している場合において、その借用期間が短期間であること、幼児の安全性に欠ける施設であること等により、教育を安定した状態で継続的に行うことが困難と認められるとき。

### 第 4 補助対象

補助金の交付の対象は、次の各一の事業を行う区市町村とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者に対する負担軽減事業
- (2) 幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対する負担軽減事業
- (3) 区市町村が保育の必要があると確認した第 2 子以降の 0 歳児から 2 歳児まで及び満 3 歳児の保護者の預かり保育料に対する負担軽減事業

### 第 5 補助対象経費

補助の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 区市町村が施設等利用給付認定保護者に対して保育料（ただし、別表第 2 の（注 1）に規定する世帯については、その他の納付金も補助対象経費に含む（以下、この要綱において同じ。））を世帯の所得の状況に応じて補助した経費
- (2) 区市町村が教育・保育給付認定保護者に対して特定負担額を世帯の所得の状況に応じて補助した経費
- (3) 区市町村が幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して保育料及び入園料を世帯の所得の状況に応じて補助した経費
- (4) 区市町村が保育の必要があると確認した毎年 4 月 1 日以降に満 3 歳に達する第 2 子以降の保護者に対して預かり保育料を補助した経費
- (5) 区市町村が保育の必要があると確認した幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを実施する私立幼稚園又は私立の特定教育・保育施設に受け入れられている 0 歳児から 2 歳児まで（3 歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある幼児を含む。）の第 2 子以降の保護者に対して預かり保育料を補助した経費

## (6) 補助事業の実施に要した事務費

### 第6 補助基準額

補助基準額は、次のとおりとする。

- (1) 第5の(1)に掲げる経費については、別表第2の区分に応じて次のアとイとを乗じて得た額の合計額とする。ただし、施設等利用給付認定保護者が負担する保育料の月額が、別表第2の補助単価(月額)に満たないときは、当該保育料の月額を限度として適用を認める。
- ア 別表第2に定める幼児一人当たりの補助単価  
イ 別表第2に定める所得の基準に該当する世帯において、施設等利用給付認定保護者が私立幼稚園に保育料を納入した幼児の数
- (2) 第5の(2)に掲げる経費については、別表第2の区分に応じて次のアとイとを乗じて得た額の合計額とする。ただし、教育・保育給付認定保護者が負担する特定負担額の月額が、別表第2の補助単価(月額)に満たないときは、当該特定負担額の月額を限度として適用を認める。
- ア 別表第2に定める幼児一人当たりの補助単価  
イ 別表第2に定める所得の基準に該当する世帯において、教育・保育給付認定保護者が私立の特定教育・保育施設に特定負担額を納入した幼児の数
- (3) 第5の(3)に掲げる経費については、別表第3の区分に応じて次のアとイとを乗じて得た額の合計額とする。ただし、保護者が負担する保育料及び入園料の合計額の月額が、別表第3の補助単価(月額)に満たないときは、当該保育料及び入園料の合計額の月額を限度として適用を認める。
- ア 別表第3に定める幼児一人当たりの補助単価  
イ 別表第3に定める所得の基準に該当する世帯において、保護者が幼稚園類似の幼児施設に保育料及び入園料を納入した幼児の数
- (4) 第5の(4)に掲げる経費については、次のアとイとを乗じて得た額の合計額とする。ただし、保護者が負担する預かり保育料の合計額の月額が、補助単価に満たないときは、当該預かり保育料の合計額の月額を限度として適用を認める。
- ア 別表第4の区分1に定める者一人当たりの補助単価  
イ 保護者が私立幼稚園又は私立の特定教育・保育施設に預かり保育料を納入した別表第4の区分1に定める基準に該当する幼児の数
- (5) 第5の(5)に掲げる経費については、次のアとイとを乗じて得た額の合計額とする。ただし、保護者が負担する預かり保育料の合計額の月額が、補助単価に満たないときは、当該預かり保育料の合計額の月額を限度として適用を認める。
- ア 別表第4の区分2に定める者一人当たりの補助単価  
イ 保護者が私立幼稚園又は私立の特定教育・保育施設に預かり保育料を納入した別表第4の区分2に定める基準に該当する幼児の数
- (6) 第5の(6)に掲げる経費については、毎年度予算の範囲内で定める額とする。

### 第7 交付申請書の提出

この補助金の交付を受けようとする区市町村は、別に定める日までに交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

### 第8 交付の決定及び通知

知事は、第7の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を区市町村に対して通知する。

## 第9 実績報告書の提出

区市町村は、第5に規定する補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、別に定める日までに実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

## 第10 補助金の額の確定等

- 1 知事は、第9の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村に通知する。
- 2 知事は、区市町村に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付けてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

## 第11 特別の事情による交付決定の取消し

- 1 知事は、この補助金の交付決定後において、やむを得ないと認められる特別の事情が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。
- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付けて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

## 第12 交付決定の取消し

- 1 知事は、補助の決定を受けた区市町村が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
  - (4) この補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
  - (5) 実績報告書の内容が、第11に規定する事由以外により、実際の執行内容と相違していたとき。
- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付けて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

## 第13 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、補助目的に反する措置をとってはならないこと。
- (2) 補助金に係る関係書類を会計年度終了後5年間保管すること。
- (3) 知事が東京都職員に、(2)に規定する書類を調査させた場合又は補助事業について報告を命じさせた場合は、これに応ずること。
- (4) 第10の2、第11の2又は第12の2の規定に基づく補助金額の返還は、指定する期日までに行わなければならないこと。

- (5) 第12の2の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならないこと。
- (6) 第10の2、第11の2又は第12の2の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならないこと。
- (7) その他東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第12条、第14条、第16条及び第17条に定める事項を守ること。

#### 第14 申請の撤回

補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付けた条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請を撤回することができる旨を通知するものとする。

#### 第15 補助金取扱要領

この要綱の定めるもののほか、補助金に係るその他の取扱いに関する細目については、毎年度生活文化スポーツ局私学部長が定める「取扱要領」によるものとする。

##### 附 則

この要綱は、昭和58年7月12日から施行し、昭和58年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成2年7月5日から施行し、平成2年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成10年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

##### 附 則

（施行時期）

1 この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2 別表第2中区分4の適用については、同区分中「2,400円」とあるのは、平成14年度においては「3,500円」とする。

##### 附 則

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

## 附 則

### (施行時期)

- 1 この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

### (経過措置)

- 2 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「2号認定子ども」という。）は、平成27年度及び平成28年度に限り、第2（5）に規定する小学校就学前子どもに含めることができるものとする。ただし、平成26年度において私立幼稚園、私立の幼保連携型認定こども園（年齢区分型）及び私立の幼稚園型認定こども園（単独型又は年齢区分型）に在園していた又は在園年齢相当であった幼児であり、私立の幼保連携型認定こども園又は私立の幼稚園型認定こども園（単独型又は年齢区分型）に在園する場合に限る。

なお、別表第2については、1号認定子どもに準じることができる。

## 附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

## 附 則

### (施行時期)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

### (経過措置)

- 2 令和元年9月以前の補助額の算定における第1、第2及び第4から第6までの規定並びに別表第1及び第2の適用については、従前の例による。

## 附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度補助金から適用する。

なお、第5の（4）及び（5）に定める補助対象経費は、令和5年10月1日以降を対象とする。

また、令和5年9月以前の補助額の算定における補助対象経費は、第5の（1）及び（2）は改正前の別表第2、第5の（3）は改正前の別表第3をそれぞれ適用する。

## 別表第1

### 要綱第2（2）に規定する幼稚園類似の幼児施設の基準

要綱第2（2）に規定する幼稚園類似の幼児施設の基準については、次のとおりとする。

なお、施設所在の区市町村は次の基準について現地確認を行い、別に定める日までに現地確認結果報告書（別記第4号様式）を知事に提出する必要がある。

#### 1 施設の設置目的

幼稚園教育を行うことを目的として設置された施設であること。

#### 2 公開性の原則

入園児について、企業内雇用者又は公社・公団等の団地住民の幼児のみを対象とするなど、一部特定の幼児に制限することのない施設であること。

#### 3 教育内容

幼稚園教育要領（平成10年文部省告示第174号）に規定する健康、人間関係、環境、言葉及び表現の五領域を教育内容としている施設であること。

#### 4 入園資格

満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

#### 5 一学級の幼児数

一学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

#### 6 学級の編制

学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

#### 7 教諭

施設の長のほか、各学級ごとに少なくとも、専任の教諭（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める幼稚園教諭免許状を所持する者）1人を置かなければならない。

#### 8 教育週数

毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き39週を下回らないことを原則とする。

#### 9 教育時間

教育時間は、1日4時間を標準とする。

#### 10 施設及び設備

(1) 施設及び設備に関し、少なくとも、次に掲げるものを備えていること。

ア 保育室

イ 便所

ウ 保健設備、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

(2) 保育室の数は、学級数を下回らないことを原則とする。

(3) 施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

#### 11 園則

少なくとも、次に掲げる事項を記載した園則を設けていること。

(1) 修業年限、学年、学期及び教育を行わない日に関する事項

(2) 教育課程及び教育週数に関する事項

(3) 収容定員及び教職員組織に関する事項

(4) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項

(5) 入園料、保育料その他の費用徴収に関する事項

別表第2

区分	所 得 の 基 準	補助単価（月額）		
		1 人在籍の場合 及び同一世帯から 2 人以上在籍している場合の最年長の幼児（第 1 子）	以下（注3）に該当する幼児（第 2 子）	以下（注3）に該当する幼児（第 3 子以降）
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯 区分2のうちひとり親世帯等			
2	区市町村民税所得割非課税世帯 区分3のうちひとり親世帯等	3, 200円	6, 200円	
3	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税の額（世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が 77,100 円以下又は別表第2の2 区分3に定める基準額（注4）以下の世帯（区分1 及び区分2 に該当する世帯を除く。）（注5）			
4	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税の額が 211,200 円以下又は別表第2の2 区分4に定める基準額（注4）以下の世帯（注5）	1, 800円	5, 600円	
5	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税の額が 256,300 円以下又は別表第2の2 区分5に定める基準額（注4）以下の世帯（注5）		5, 000円	
6	上記区分以外の世帯			

(注1) 補助対象経費にその他の納付金を含む世帯は、以下のとおりとする。(別表第3においても同じ。)

ア 区分1及び区分2の世帯

イ 区分3から区分5までの「第3子以降」に該当する幼児を有する世帯

(注2) 本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

(注3) 年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児

(注4) 区市町村の判断により、年少扶養控除廃止に伴う影響を考慮して補助基準額を変動させることにより階層区分を判定する扱いとしている場合に限る。

(注5) 指定都市についても、旧税率により算出した所得割課税の額及び税額控除額を用いて階層区分を判定する。ただし、やむを得ない場合は新税率により算出された所得割課税の額に6／8を乗じた額をもって階層区分を判定することができる。

別表第2の2

区分	19歳未満の扶養親族の数		基準額(上限額) 区市町村民税所得割課税額(円)	補助単価(月額)		
	①16歳未満	②16歳以上 19歳未満		1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児(第1子)	別表第2の(注3)の何れかに該当する幼児(第2子)	別表第2の(注3)の何れかに該当する幼児(第3子以降)
3	<加算単価> 第3区分: 21,300円 第4+5区分: 19,800円	<加算単価> 第3区分: 11,100円 第4+5区分: 7,200円	34,500円 55,800円 66,900円 77,100円 78,000円 88,200円 98,400円 89,100円 99,300円 109,500円 119,700円 100,200円 110,400円 120,600円 130,800円 141,000円 171,600円 191,400円 198,600円 211,200円 205,800円 218,400円 231,000円 213,000円 225,600円 238,200円 250,800円 220,200円 232,800円 245,400円 258,000円 270,600円 216,700円 236,500円 243,700円 256,300円 250,900円 263,500円 276,100円 258,100円 270,700円 283,300円 295,900円 265,300円 277,900円 290,500円 303,100円 315,700円	1,800円	1,800円	6,200円
	0人	0人				
	1人	1人				
	2人	1人				
		2人				
	3人	1人				
		2人				
	4人	1人				
		2人				
	5人	3人				
4	0人	0人	1,800円	1,800円	5,600円	
	1人	1人				
	2人	1人				
		2人				
	3人	1人				
		2人				
	4人	1人				
		2人				
	5人	3人				
		4人				
5	0人	0人	1,800円	1,800円	5,000円	
	1人	1人				
	2人	1人				
		2人				
	3人	1人				
		2人				
	4人	1人				
		2人				
	5人	3人				
		4人				

※年齢は、前年の12月31日現在で計算

※6人以上の場合の基準は、区分3については34,500円、区分4については171,600円、区分5については216,700円に、それぞれ19歳未満の扶養親族の数に応じた

加算単価を加えた額とする。

別表第3

区分	所得の基準	補助単価(月額)	
		1人在籍の場合 及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児(第1子)	以下(注3)に該当する幼児(第2子)
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯 区分2のうちひとり親世帯等		
2	区市町村民税所得割非課税世帯 区分3のうちひとり親世帯等	22,400円	25,400円
3	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。以下同じ。)が77,100円以下又は別表第2の2区分3に定める基準額(注4)以下の世帯(区分1及び区分2に該当する世帯を除く。)(注5)		
4	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税の額が211,200円以下又は別表第2の2区分4に定める基準額(注4)以下の世帯(注5)	21,000円	24,800円
5	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税の額が256,300円以下又は別表第2の2区分5に定める基準額(注4)以下の世帯(注5)		24,200円
6	上記区分以外の世帯		

(注1) 補助対象経費にその他の納付金を含む世帯は、以下のとおりとする。

ア 区分1及び区分2の世帯

イ 区分3から区分5までの「第3子以降」に該当する幼児を有する世帯

(注2) 本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

(注3) 年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児

(注4) 区市町村の判断により、年少扶養控除廃止に伴う影響を考慮して補助基準額を変動させることにより階層区分を判定する扱いとしている場合に限る。

(注5) 指定都市についても、旧税率により算出した所得割課税の額及び税額控除額を用いて階層区分を判定する。ただし、やむを得ない場合は新税率により算出された所得割課税の額に6／8を乗じた額をもって階層区分を判定することができる。

別表第3の2

区分	19歳未満の扶養親族の数		基準額(上限額) 区市町村民税所得割課税額(円)	補助単価(月額)		
	①16歳未満	②16歳以上 19歳未満		1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児(第1子)	別表第2の(注3)の何れかに該当する幼児(第2子)	別表第2の(注3)の何れかに該当する幼児(第3子以降)
	①16歳未満 <加算単価> 第3 区分: 21,300円 第4・5区分: 19,800円	②16歳以上 19歳未満 <加算単価> 第3 区分: 11,100円 第4・5区分: 7,200円				
3	0人	0人	34,500円	—	—	—
	1人	1人	55,800円			
	2人	1人	66,900円			
		2人	77,100円			
	3人	1人	78,000円			
		2人	88,200円	21,000円	21,000円	25,400円
		3人	98,400円			
	4人	1人	89,100円			
		2人	99,300円			
		3人	109,500円			
4		4人	119,700円			
	5人	1人	100,200円			
		2人	110,400円			
		3人	120,600円			
		4人	130,800円			
		5人	141,000円			
	0人	0人	171,600円	—	—	—
	1人	1人	191,400円			
	2人	1人	198,600円			
		2人	211,200円			
5	3人	1人	205,800円			
		2人	218,400円	21,000円	21,000円	24,800円
		3人	231,000円			
	4人	1人	213,000円			
		2人	225,600円			
		3人	238,200円			
		4人	250,800円			
	5人	1人	220,200円			
		2人	232,800円			
		3人	245,400円			
6		4人	258,000円			
		5人	270,600円			
	0人	0人	216,700円	—	—	—
	1人	1人	236,500円			
	2人	1人	243,700円			
		2人	256,300円			
	3人	1人	250,900円			
		2人	263,500円			
		3人	276,100円			
	4人	1人	258,100円	21,000円	21,000円	24,200円
7		2人	270,700円			
		3人	283,300円			
		4人	295,900円			
	5人	1人	265,300円			
		2人	277,900円			
8		3人	290,500円			
		4人	303,100円			
		5人	315,700円			
	0人	0人	216,700円	—	—	—

※年齢は、前年の12月31日現在で計算

※6人以上の場合の基準は、区分3については34,500円、区分4については171,600円、区分5については216,700円に、それぞれ19歳未満の扶養親族の数に応じた加算単価を加えた額とする。

別表第4

区分		預かり保育料	
		預かり保育事業の利用料	幼稚園型一時預かり事業の利用料
1	毎年4月1日以降に満3歳に達する第2子以降の幼児(注1)(注2)	補助単価(日額) 450円  「補助単価(日額)」×「預かり保育の利用日数」	預かり保育事業が十分でない場合等は幼稚園型一時預かり事業の利用料を預かり保育料の「補助単価(月額)16,300円」を上限として、加算可能
2	幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型IIを実施する私立幼稚園又は私立の特定教育・保育施設に受け入れられている0歳児から2歳児まで(3歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある者を含む。)の第2子以降の幼児(注1)(注2)	—	補助単価(月額) 42,000円

(注1) 区市町村が保育の必要性があると確認した幼児に限る。

(注2) 第2子以降とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児に限る。